



2021年4月9日

各 位

会 社 名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 大 年 浩 太
(コード：6615 東証第一部)
問合せ先 代 表 取 締 役 副 社 長 高 田 昭 人
(TEL. 048-724-0001)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

2021年1月19日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書の訂正に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3億9,615万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、2021年2月15日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、金融庁における審判手続において、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出いたしました。

これを受けて、2021年4月8日付で金融庁長官より納付すべき課徴金の額3億9,615万円及び納付期限を2021年6月9日とする旨の決定を受け、本日その送達を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

なお、納付すべき課徴金の額3億9,615万円は第3四半期に特別損失として、同額を計上済みです。

株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。引き続き、全社一丸となり再発防止に取り組むとともに、中長期的な企業価値向上を目指し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます

以 上